

エルダー社員			
	現行	改訂	
	第6章 労働条件	第6章 労働条件	
	第2節 休日・休暇	第2節 休日・休暇	
	<p>第611条(年次有給休暇)</p> <p>会社は、エルダー社員に対し、勤続年数及び週契労働日数または1ヵ月を平均した週労働日数に応じ、1年間に次の基準により、年次有給休暇を与える。但し、年度途中の再雇用時には、年次有給休暇は付与しない。なお、勤続年数の算定は、毎年4月1日をもって基準とし、従前の社員の勤続年数を通算する。</p> <p>(中略)</p> <p>④1. 年次有給休暇は、原則として1労働日を単位として与えるが、半日単位及び時間単位で、各人が保有する年次有給休暇のうち、<u>1年間に各々5日を限度として、分割して請求することができる。この場合の1年間とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>第611条(年次有給休暇)</p> <p>会社は、エルダー社員に対し、勤続年数及び週契労働日数または1ヵ月を平均した週労働日数に応じ、1年間に次の基準により、年次有給休暇を与える。<u>本条における1年間とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。</u></p> <p>但し、年度途中の再雇用時には、年次有給休暇は付与しない。なお、勤続年数の算定は、毎年4月1日をもって基準とし、従前の社員の勤続年数を通算する。</p> <p>(中略)</p> <p>④1. 年次有給休暇は、原則として1労働日を単位として与えるが、半日単位及び時間単位で、各人が保有する年次有給休暇のうち、<u>1年間に各々5日を限度として、分割して請求することができる。</u></p> <p>(以下略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間の期間の明示と表記の整備
	第14章 効力	第14章 効力	
	<p>第1404条(有効期間)</p> <p>本協約の有効期間は、<u>2025年4月1日から2026年3月31日までとする。</u></p>	<p>第1404条(有効期間)</p> <p>本協約の有効期間は、<u>2026年4月1日から2027年3月31日までとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有効期間の更新
	<p>第1405条(自動更新)</p> <p>本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2027年3月31日を超えることはできない。</u></p>	<p>第1405条(自動更新)</p> <p>本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2028年3月31日を超えることはできない。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有効期間の更新
	<p><u>2025年4月1日</u></p> <p>株式会社 I M D i g i t a l L a b</p> <p>代表取締役 <u>三部 智英</u></p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合</p> <p>関連グループ支部 I <u>磯原 由紀夫</u></p>	<p><u>2026年3月31日</u></p> <p>株式会社 I M D i g i t a l L a b</p> <p>代表取締役 <u>杉澤 元一</u></p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合</p> <p>関連グループ支部 I <u>磯原 由紀夫</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・締結日は労働協約の有効期間の開始日前日とする ・労使代表者は、締結日時点とする

	現行	改訂	備考
	賃金規程	賃金規程	
	第1章 総則	第1章 総則	
	<p>第105条（控除）</p> <p>会社は賃金の支払いに際して次のものを控除する。</p> <p>1. 法令により定められたもの</p> <p>（新設）</p>	<p>第105条（控除）</p> <p>会社は賃金の支払いに際して次のものを控除する。</p> <p>1. 法令により定められたもの</p> <p><u>(6) 子ども子育て支援金</u></p>	<p>・法改正：子ども子育て支援金</p>
	介護・介護準備休業規程	介護・介護準備休業規程	
	<p>エルダー社員のうち、以下の規程等については社員労働協約を適用する。</p> <p>必要な点は、会社に備え付けの社員労働協約を参照するものとする。</p> <p>（中略）</p> <p>「介護・介護準備休業規程」</p> <p>（新設）</p> <p>（以下略）</p>	<p>エルダー社員のうち、以下の規程等については社員労働協約を適用する。</p> <p>必要な点は、会社に備え付けの社員労働協約を参照するものとする。</p> <p>（中略）</p> <p>「介護・介護準備休業規程」</p> <p><u>但し、一部を以下の通り、読み替えまたは追加する。</u></p> <p><u>第2条(介護休業の対象者及び期間等)のうち、第3号について、次の通り読み替える。</u></p> <p><u>「第1号に関わらず、申出の日から93日以内に雇用契約が終了することが明らかなる者及び1週間の所定労働日数が2日以下の者並びに介護・介護準備休業を開始しようとする日から93日経過日から6カ月を経過する日までに雇用契約が満了する者は対象者から除く。」</u></p> <p>（以下略）</p>	<p>・法定の制度対象外者の明文化（介護・介護準備休業を開始しようとする日から93日経過日から6カ月を経過する日までに雇用契約が満了する者）</p>